

資料5-1(19件)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202300107 令和5年4月23日(岩手県) 令和5年5月11日	石油ふろがま	CK-10	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品のタイマーをセッとした後、異音がしたため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生していた。	○当該製品は全体的に焼損し、上面の排気筒接続口及びドラフターが腐食していた。 ○バーナーのノズルにすすぎ付着していたが、燃焼室に油だまりではなく、缶体部に変色は認められなかった。 ○内部配線及び基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○空気き止装置は、装置のアース線に操作基板側のピンが刺さっていたことから操作基板に正常に接続されていたものと考えられた。 ○電磁ポンプに油漏れの痕跡は認められなかった。 ○イグナイターは原形をとどめており、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202300745 令和5年11月18日(福岡県) 令和5年11月28日	石油ストーブ(開放式)	NT-913	株式会社トヨミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○約1年ぶりに当該製品に点火したところ黒煙が発生し、窓から屋外へ放り投げた際に当該製品が転倒して出火した。 ○当該製品は、全体が焼損しており、取っ手等の樹脂部品が焼損していた。 ○油受皿は、樹脂製の油受け及びガス抜き弁が焼失していたが、穴空き等の油漏れの痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクには灯油が残存していた。 ○燃焼筒のずれを防止するためのかつぎ防止板4個のうち、1個が倒れしており、置き方によっては燃焼筒が正常な位置にセットできず、隙間が空く状態が確認された。 ○点火ヒーターに連動して閉鎖するシャッターハーフは半開のまま固着していた。 ●当該製品から黒煙が発生した際に屋外へ放り投げて倒したため、灯油が漏れて着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
3	A202300874 令和5年12月26日(宮城県) 令和6年1月9日	石油ストーブ(開放式)	RX-29W	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○外郭は全体的に焼けており、しん調整つまみや取っ手等の樹脂部品は焼失していた。 ○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは消火位置にあった。 ○カートリッジタンク、油受皿からの油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台には塗料のはげている部分が認められたが、過熱痕は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A202300966 令和5年12月18日(埼玉県) 令和6年1月31日	石油ストーブ(開放式)	SX-2817Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、建物を全焼する火災が発生していた。	○当該製品は台所の中央あたりに置かれ、当該製品と壁際に置かれたごみ箱との間には、使用者が投げ捨てた生活ごみが堆積していた。 ○当該製品は全体が焼損しており、背面及び下部の塗装が白化し、焼損が著しかった。 ○天板裏面及び燃焼筒にすすぎ付着等、異常燃焼の痕跡は認められず、しん案内パイプ直下の焼損等、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク、油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ○置台上は多量のほこり、紙及び樹脂の残さが認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A202300977 令和5年12月26日(福岡県) 令和6年2月2日	石油温風暖房機(開放式)	FH-VX3619BY	株式会社コロナ	(火災、死亡2名) 当該製品及び建物1棟を全焼し4棟を類焼する火災が発生し、2名が死亡した。	○当該製品は全体的に著しく焼損し、上部は落下物による衝撃で著しく変形していた。 ○当該製品は温風吹出口にシャッターを有しており、シャッターは完全に閉じた状態で、シャッターを駆動するモーターの軸は、シャッターが閉まる位置で固定していた。 ○燃焼部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの油量計が焼失していたが、置台に焼損はなく、油量計から油が漏れた痕跡は認められなかった。 ○油受皿の樹脂製フィルターに焼損は認められず、本体に油漏れの痕跡は認められなかった。 ○各モーター、内部配線、制御基板及び電源コードに火災の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、事故発生時に使用されていなかったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202301093 令和6年2月27日(東京都) 令和6年3月8日	石油ストーブ(開放式)	RX-2211Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○プレハブ小屋内に設置した当該製品を簡易ライターで点火し、その場を離れて烟作業をしていたところ、プレハブ小屋から炎が出ていることに通行人が気付き、使用者へ伝え、消防へ通報した。 ○当該製品外観は、全体が焼損し、天板のほうろう加工以外の塗装は焼損、取っ手等の樹脂部品は焼失していた。 ○燃焼筒、しん案内パイプ、置台上に赤火や吹下がり現象等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○油受皿、カートリッジタンクに油漏れや変形等の異常は認められなかった。 ○対震自動消火装置は作動していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202400050 令和6年2月28日(東京都) 令和6年4月12日	石油ストーブ(開放式)	AKP-S248(日本エー・アイ・シー株式会社ブランド)	株式会社千石(日本エー・アイ・シー株式会社ブランド)	(火災、軽傷1名) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は2階建ての1階店舗中央に設置されており、通行人が火災を発見した。 ○当該製品は、しん調節つまり等の樹脂製部品は焼失していたが、外郭内面には塗装が残存していた。 ○カートリッジタンクは口金が締められた状態で膨張しており、口金樹脂部及びタンク受け部に焼損は認められなかった。 ○燃焼筒のガラスは破損していたが、燃焼筒に頸着なすの付着等ではなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○正面ガードは焼損した可燃物が付着していた。 ○置台上に堆積した新聞紙及び繊維くずが焼損していたが、置台表面は焼損しておらず塗装が残存していた。 ○油受皿に穴空きはなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A202400219 令和6年5月25日(兵庫県) 令和6年6月11日	石油ふろがま(薪兼用)	CH2S-4	株式会社長府製作所	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○風呂を沸かす燃料の薪へ着火するため、当該製品のバーナーを3分ほど作動させてから約2時間半後に入浴を完了したが、その後は燃料が消火しているか確認していないとの申出内容であった。 ○当該製品及び製品正面側付近の柱が焼損していた。 ○当該製品は、正面側の焼損が著しく、背面側に焼損は認められなかった。 ○バーナー部は、電磁ポンプに灯油が漏れた痕跡は認められず、基板や配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品と風呂の接続部に焼損は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火した痕跡は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202400251 令和5年9月27日(沖縄県) 令和6年6月20日	ガストーチ	RZ-710	新富士バーナー株式会社	(火災) カセットボンベに接続していた当該製品が落下し、ガスが漏れ、炎が出たため当該製品を投げ出したところ、当該製品を溶融する火災が発生した。	○カセットボンベを装着して保管していた当該製品が床に落下してガスが漏れ始め、当該製品を拾って持ち運んでいる際に、漏れたガスに引火して燃え上がったため放り投げた。 ○当該製品の本体外郭、点火ボタン、火力調整つまみ、ボンベホルダー等の樹脂部品に、焼損及び変形が認められ、内部のスピンドルに変形が認められた。 ○ボンベホルダーを同等品のものに交換して新品のカセットボンベを取り付けたところ、ガス漏れはなく、正常に燃焼した。 ○カセットボンベにガスは残存しておらず、フランジ及びシステム部には変形があり、気密性試験の結果、漏れが認められた。 ○同等品に新品のカセットボンベを装着した状態で落下させる試験を行った結果、システム部に同様の変形が認められた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A202400349 令和6年7月5日(北海道) 令和6年7月16日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-N700F-R	株式会社パロマ	(火災) 当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろを点火して食品を温め、消火した後、グリル排気口から火が出た。 ○当該製品は全体的に油等の汚れが付着していた。 ○当該製品は、操作ボタンを押すことで点火するガスこんろであり、操作ボタンのカラーサインは、グリルが点火状態、左右こんろは消火状態であることを示していた。 ○グリル扉の耐熱ガラスは確認できず、グリル庫内には著しく焼損しており、汚れが全体に付着し、多量の炭化物が堆積していた。 ○取扱説明書には、「グリル庫内に食品くずがないようにする。」「グリルを使用後はグリル皿にたまつた脂を取り除く。」「点火操作、消火操作をしたときは必ず炎を確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、グリル庫内に可燃物が堆積していたため、使用者が誤ってグリルの操作ボタンを押して点火した際に過熱され、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「グリル庫内に食品くずがないようにする。」「グリルを使用後はグリル皿にたまつた脂を取り除く。」「点火操作、消火操作をしたときは必ず炎を確認する。」旨、記載されている。	
11	A202400755 令和6年10月9日(青森県) 令和6年10月22日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3030CX(FF)	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、発煙がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品を使用後、当該製品下の床付近から煙及び炎が出ていた。 ○当該製品は約3年前から水漏れしていたが、修理をしたことはなかった。 ○外郭は、両側面及び背面の下部に変色及びすずの付着が認められた。 ○内部のバーナー、送風機、サイレンサー等の構成部品及び制御基板、電磁ポンプ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○缶体は、表面に多量の水あか、水漏れ跡が認められ、燃焼室底板は著しく腐食し、炉底板が露出していた。 ○缶体下のベースは著しく腐食しており、穴空きが認められた。 ○取扱説明書には、「水漏れがないか確認する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、使用者が水漏れを認識しながら使用を継続したことから、燃焼室底板及びベースが腐食し、床材に熱が伝わって焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「水漏れないか確認する。」旨、記載されている。	
12	A202400887 令和6年11月14日(和歌山県) 令和6年11月29日	カセットボンベ	SN-250-3P(株式会社サン・シリンドラーラ・サービスブランド)	小池化学株式会社(株式会社サン・シリンドラーラ・サービスブランド)	(火災) 当該製品を他社製カセットこんろにセットして使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を装着したカセットこんろで調理し、いったん消火後に再点火したところ、カセットこんろの容器カバーから炎があふれ出たとの申出内容であった。 ○当該製品の胴体、システム及び切り欠き金具に変形や腐食等の異常は認められなかった。 ○当該製品のシステム先端を指で塞いで押さえ込み、水中へ沈めたところ、当該製品から泡の発生はなく、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品を事故発生時に使用していたカセットこんろに取り付け、水中へ沈めたところ、カセットこんろの器具ガバナから著しく泡が発生し、ガス漏れが認められた。 ○カセットこんろの器具ガバナを分解したところ、ダイヤフラムに亀裂が認められた。 ●当該製品に異常は認められず、当該製品を装着していたカセットこんろの器具ガバナ内にあるダイヤフラムに亀裂が認められたことから、器具ガバナから漏れたガスに点火時のスパークが引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400858同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A202400908 令和6年11月25日(新潟県) 令和6年12月5日	石油ストーブ(開放式)	SX-2823Y	株式会社コロナ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の上にやかんを置き、当該製品を点火棒で点火し使用していたところ、炎が上がったとの申出内容であった。 ○当該製品は全体が著しく焼損し、樹脂製部品はすべて焼失していた。 ○燃焼筒にすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しん調節つまりは緊急消火位置にあり、給油時自動消火装置のばねは伸びた状態、対震自動消火装置のばねは縮んだ状態で、それぞれ固着していた。 ○カートリッジタンクは焼損していたが、ガソリンの漏れ油及び灯油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202400952 令和6年12月12日(愛媛県) 令和6年12月19日	油だき温水ボイラ(薪兼用)	LHG-4010S	株式会社長府製作所	(火災) 当該製品を使用中、異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の外郭は全体が焼損し、通風調節口が全開に近い状態であった。 ○バーナーは、電磁ポンプのアルミ製部品が溶解せず形状を保っており、出火の痕跡は認められなかった。 ○煙道掃除口及び排気筒内は多量のすすが堆積して大半が閉塞していた。 ●当該製品は、排気経路にすすが堆積して閉塞したため、通風調節口等から炎が噴き出して周辺の可燃物に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災の原因になることから、「薪等を焼却すると煙道に灰等がたまり、燃焼が悪くなるため、定期的に煙道掃除口を開いて掃除する。」「煙突の閉塞は危険である。」旨、記載されている。	
15	A202400956 令和6年12月7日(大阪府) 令和6年12月20日	石油ストーブ(開放式)	KCP-E2410Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品から約2mの炎が上がっていたので、タオルをかぶせたが消えなかつたため、屋外に投げ捨てて消火した。 ○当該製品は、天板が大きくへこんでおり、前面側の焼損が著しく、火力調節つまり等の樹脂部品が焼失しており、燃焼筒、ガード、下反射板、当該製品の下に敷かれていたマット等に白い溶融物の付着が認められた。 ○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れは認められず、使用された灯油に異常は認められなかった。 ○しん及び油受皿に異常は認められず、置台の中央部の上下面に過熱の痕跡はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒は、外炎筒の内側及び内炎筒の外側にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○白い溶融物はいずれもボリフロビレン樹脂であり、同等品には存在しないため、当該製品に由来しないものであった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A202400999 令和6年12月20日(京都府) 令和7年1月6日	石油ストーブ(開放式)	SX-EA24Y	株式会社コロナ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者が当該製品を点火しその場を離れ、入浴のため脱衣室にいたところ脱衣室の照明が消え、確認したところ当該製品が燃えていたため当該製品を前方に倒し、水をかけて消火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、全体が焼損しており、カートの左上部に過熱による変色が認められ、外郭は、前面及び左側面の焼損が著しく、背面左側の上部から中央部にかけて変色が認められた。 ○反射板、天板の裏面、外炎筒の内側及び内炎筒の外側にすすの付着は認められず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは、タールの付着は認められなかつたが、基準面より4mm上の位置にあり、樹脂製スピンドル受けが焼失し、対震自動消火装置が作動しない状態になっていた。 ○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れは認められず、燃料にガソリンの混入は認められなかった。 ○置台の中央部に過熱痕はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかつた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A202401019 令和7年1月4日(三重県) 令和7年1月10日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	TP-SQ206R-1	高木産業株式会社(現 バーバス株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の排気口から出た炎により、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、囲いで覆われた屋外壁面に設置されていた。 ○当該製品にガス漏れ及び水漏れは認められなかった。 ○送風ファンにほこりが付着していた。 ○熱交換器の前面下側の接合部に亀裂があり、その周辺に熱変色が認められた。 ○熱交換器のファンには、多量のすすが付着していた。 ○当該製品の点火燃焼制御に異常は認められず、失火時はすぐにガスが遮断され、湯量を変更した際は、ガス量及び風量が変化して設定温度を保っていた。 ○工事説明書には、「屋内には設置しない。簡易な囲いもしない。」旨、説明図とともに記載されている。 ●当該製品は、囲いで覆われた屋外壁面に設置されていたため、送風ファンにほこりがたまり、多量のすすが発生して熱交換器のファンを閉塞し、異常燃焼したものと推定される。 なお、工事説明書には、「屋内には設置しない。簡易な囲いもしない。」旨、記載されている。	
18	A202401047 令和7年1月14日(静岡県) 令和7年1月21日	カセットこんろ	SN-35M-DJ(株式 会社サン・シリンド サービスブランド)	株式会社旭製作所(株式 会社サン・シリンド サービスブランド)	(火災) 当該製品をIH調理器の上に置いた状態で他社製のカセットボンベを装着して使用中、カセットボンベが破裂し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上にフライパンを載せて、木材のチップと食材を入れ、両手鍋を被せて点火して燻製を作っている途中、その場を離れていたところ、爆発音がしたため確認すると、室内が損傷しており当該製品周辺に火が見えた。 ○当該製品が置かれていたIH調理器の電源プラグはコンセントから外れていた。 ○使用されていたフライパンは、当該製品のごとくに載せた際、ポンベカバーを覆うものではなかった。 ○当該製品の下にはタオルが製品底面からはみ出た状態で敷かれており、背面側が著しく焼損し、底面に付着していた。 ○当該製品の外観は、ポンベカバーが変形し、背面が黒くすすけているが、底面は、タオルが付着していた背面側周辺以外に焼損は認められなかった。 ○ガバナ部周辺、内部のバーナー及び混合管に著しい焼損はなく、ガス気密性を保つ2つのOリングに損傷は認められなかった。 ○圧力感知安全装置は正常に作動し、カセットボンベが当該製品のポンベ接続部から外れることが確認された。 ○取扱説明書には、「火を点けたままそばを離れない。」、「本体の下に燃えやすいものを敷いたり、通気の妨げになるものを置かない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、当該製品の下に敷いていたタオルから出火したため、過熱されたカセットボンベの内圧が上昇して爆発した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
19	A202401130 令和7年1月29日(岐阜県) 令和7年2月14日	石油ストーブ(開放式)	RX-2924WY	株式会社コロナ	(火災) 作業場のコンテナ内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○コンテナ内に置かれていた当該製品及び周辺が焼損した状態で発見された。 ○当該製品は、事故発生の2日前から消火できない状態になっていたため、燃焼筒を外してアルミ製灰皿で蓋をして消火していた。 ○当該製品は焼損が著しく、取っ手等の樹脂部品が焼失しており、燃焼筒は外されて、燃焼筒のあった位置に灰皿がかぶせられて溶着していた。 ○カートリッジタンクは焼損していたが、膨らみ等の変形はなく、口金は閉まっていた。 ○本体内部は焼損してすすが付着していた。 ○しんは消火位置まで下がっており、しん内筒の天面付近で止まっており、しん先端が黒く膨らんで硬くなっていた。 ○油受皿に灯油漏れの痕跡はなく、置台に過熱痕は認められなかった。 ●当該製品は、しんの先端にタールが付着してしんが下がらなくなった際、燃焼筒を外して灰皿で蓋をしたため、火が消えずに熱気が本体内部に入りて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「しんが下がらずに消火しないときは、カートリッジタンクを取り出し、火が消えるまで燃焼させる。」旨、記載されている。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

資料5-2(0件)

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1			該当なし		

資料5-3(57件)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202100934 令和4年2月28日(広島県) 令和4年3月7日	接続箱(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品を焼損する火災 が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、樹脂製外郭の一部が溶融及び焼損していた。 ○内蔵の直流開閉器6個のうち3個の焼損が著しく、接続されていた配線に溶融痕が認められた。 ○直流開閉器は、端子及び取付けねじの全てが腐食しており、周囲の樹脂、配線、ベースプレートにも腐食が付着していた。 ○当該製品の内部から外部へ配線を通す穴は、パテ埋めに隙間があり、防水処理が不十分であった。 ○事故発生現場付近に設置された類似品を確認した結果、製品内部の太陽電池モジュール側の配線が通る穴のパテ埋めに隙間があり、製品内部の上面に結露が発生した痕跡が認められた。 ○施工説明書には、「高温、多湿、ほこりの多い場所に設置しない。発煙、発火、火災のおそれがある。」「配置場所にかかわらず、水分等の浸入を防ぐために防水処理を行う。穴の全周にわたりパテ等でシールする。」旨、記載されている。 ●当該製品は施工の際、配線部の防水処理が不十分であったため、内部に水分等が浸入して腐食が生じて、焼損したものと推定される。 	
2	A202200833 令和4年12月18日(山形県) 令和5年1月17日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はエンジンがかかったままで、各クラッチレバーは「切」の位置にあり、変速レバーが「後進」側であった。 ○緊急停止スイッチを入れるとエンジンは停止し、正常に動作することが確認された。 ○緊急停止レバーを作動させると全てのクラッチが切れ、正常に動作することが確認された。 ○その他全てのレバーは正常に作動した。 ○当該製品は製造から28年以上経過した製品であり、デッドマンクラッチは搭載されていなかった。 ○取扱説明書には、「緊急停止スイッチについて、作業中は必ず、着衣(ベルト付近)をクリップしておく。スイッチの接点が接触するとエンジンは止まる。また、接触しているとエンジンは始動しない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A202201040 令和5年2月21日(佐賀県) 令和5年3月14日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、電源プラグのみが焼損しており、本体部及び電源コードに焼損等の異常は認められなかった。 ○電源プラグは、片極栓刃付近が焼損していたものの、栓刃表面に荒れ等の異常は認められなかった。 ○焼損した電源プラグを新品の同等品に交換して、当該製品の通電試験を実施したところ、正常に動作した。 ○当該製品の電源プラグを接続していたコンセントは片側の極を中心に焼損しており、コンセント内部の屋内配線側接続金具に溶融した痕跡が認められた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202201107と同一事故)
4	A202300134 令和5年4月12日(東京都) 令和5年5月17日	延長コード	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、10口マルチタップに加えて、USB(タイプA)端子4口を有する延長コードである。 ○使用者は、パソコンの電源プラグを当該製品のUSB端子に差してしまい、すぐに誤りに気付き電源プラグを抜いたが、約30分後に発煙したとの申出内容であった。 ○当該製品は、1口のUSB端子の内部及び基板の一部に焼損が認められた。 ○焼損したUSB端子内部は、電源ピンに変形が認められた。 ○他のUSB端子、基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、使用者がUSB端子に電源プラグを差し込んだため、USB端子の電源ピンが変形して異極間短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと推定される。	
5	A202300175 令和5年4月13日(千葉県) 令和5年5月31日	電気湯沸器	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品が倒れて、お湯がこぼれ、右足に火傷を負った。	○当該製品に水を継ぎ足そうとして蓋を開けた際に蓋が外れて脱落し、本体が倒れて中の湯が足に掛かり火傷を負った。蓋ヒンジ部のピンが抜けてテーブルの上に転がっていたが、使用者は外れたピンを元の位置に取り付けたとの申出内容であった。 ○当該製品は、蓋ヒンジ部のピンを本体ヒンジ部に引っ掛けてフックで固定することで蓋が取り付けられており、本体背面の蓋着脱レバーを押し下げることでフックが下がり、蓋を取り外すことができる構造であった。また、ピンはステンレス製で、蓋ヒンジ部のボリプロピレン製の取付穴にピンの両端を挿入して固定されていた。 ○ピンに変形は認められなかった。また、左右の取付穴の近傍に白化及びバリが認められたが、ピンの取り付け状態にがたつきはなく、ピンを手で外そうとしても外れなかった。 ○ピンを押さえるフックに変形及び破損は認められず、蓋着脱レバーの操作に対するフックの動作に異常は認められなかった。 ○蓋の開閉操作を繰り返し行ったが、蓋及びピンが外れることはなかった。 ○満量(2.2L)の水を入れて蓋を開いた状態で、蓋を掴んで本体を持ち上げたところ、蓋及びピンが外れることはなかった。 ○同等品を用いて、蓋を全開まで開き、さらに蓋を開く方向に力を加えたところ、蓋が外れてピンが本体のヒンジ部に残った状態となり、ピンに変形は認められなかったが、左右の取付穴の近傍に白化及びバリが認められた。 ○取扱説明書には、「湯が流れ出て火傷やけがのおそれがあるため、本体に衝撃を加えない。落としたり、ぶつけない。転倒させない。傾けない。ゆすらない。蓋を持って移動しない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、通常使用において当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A202300484 令和5年8月25日(宮崎県) 令和5年9月5日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、電源コードの本体側コードプロテクター部に焦げ及びすすの付着が認められた。</p> <p>○当該製品の電源コードは、コードプロテクター部で電源コードのねじれが認められた。</p> <p>○コードプロテクター部において、電源コードの2本の芯線のうち、1本は完全に断線し、断線部に複数の溶融痕が認められ、他の1本は半断線して電源プラグ側の箇所に溶融痕が認められた。</p> <p>○本体内部に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、本体側の電源コードプロテクター部に、過度なねじれや屈曲等のストレスが繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線してスパークし、出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、ねじるなど破損するようなことはしない。」旨、記載されている。</p>	
7	A202300858 令和5年12月18日(静岡県) 令和5年12月28日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、樹脂製のファンガード及びファンが焼失し、閉鎖弁カバーの下部に焼損が認められた。</p> <p>○ファンモーターは、すすぐ付着していたが回転軸に固着はなく、巻線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○機械室の制御基板、圧縮機、四方弁コイル等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
8	A202300880 令和5年12月4日(東京都) 令和6年1月10日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、バランスを崩し、転倒、腰を負傷した。	<p>○使用者がフローリング上に当該製品を設置し、収納スペースから荷物を取り出し、別の荷物を入れようと当該製品に上ったところ、当該製品が突然閉じてしまい、バランスを崩して転倒し、腰を負傷したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は折りたたみ可能な踏み台で、脚部を開いて天板裏の開き止め金具を本体フレームに掛けることで脚部が固定できる構造であった。</p> <p>○当該製品は昇降面の左側支柱の上部に手すりが付いたアルミニウム合金製の踏み台でSG基準認証品であり、最大使用質量は100kgであった。</p> <p>○当該製品の4か所の脚部のうち1か所が4mm浮いた状態であったが、SG基準の範囲内であった。</p> <p>○当該製品を用いてSG基準(OPSA0015「住宅用金属製脚立」)に準じて、天板に質量75kgのおもりを吊り下げた状態で、昇降面に対して横向き(水平方向)に50Nを加える安定性試験を実施した結果、安定性に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の本体表示及び取扱説明書には、「開き止め金具を確実にロックする。」、「製品から身体を乗り出さない。」、「身体の安定が得られないような荷物を持って昇降しない。」旨、記載されている。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の安定性に異常は認められないことから、使用者が作業中にバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A202301002 令和6年1月12日(静岡県) 令和6年2月9日	IH調理器	(火災) 当該製品の上に置いていた調理用具が焼損する火災が発生した。	○当該製品のグリルで鶏肉を加熱後、追加で5分タイマーをかけて加熱を開始し、外出して帰宅したところ、当該製品の左側IHヒーターの上に置かれていた他社製電気自動調理用具の内蓋が発煙していた。 ○グリル内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は通電すると正常に動作した。 ○当該製品の左側IHヒーターを通電し、置かれていた電気自動調理器具の内蓋を近づけると内蓋が加熱された。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められず、動作に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
10	A202301005 令和5年10月27日(徳島県) 令和6年2月9日	介護ベッド	(死亡1名) 使用者(90歳代)が当該製品と床の間に挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。	○当該製品の外観に破損、変形等の異常は認められなかった。 ○事故発生時に手元スイッチがあった位置及び当該製品と床との間の距離は不明であった。 ○昇降動作は正常であり、下降動作を行った際は、床との隙間が15cmとなったところでブザーが鳴って一旦停止し、再度下降ボタンを押すとブザーが鳴りながら下降し、床との隙間が7cmとなったところで停止してそれ以上は下降することはなかった。 ○当該製品を操作する際、手元スイッチのボタンを押している間のみ当該製品が動作し、離すと停止した。 ○当該製品は、JIS T 9254「在宅用電動介護用ベッド」に適合した製品であった。 ○取扱説明書及び本体表示には、「ベッドの下にもぐり込んだり、ベッド内に頭、手、足等を入れない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202400039 令和6年3月22日(愛知県) 令和6年4月10日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 施設で当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、バッテリー装着部付近の樹脂製外郭が焼損していたほか、液晶画面は外れた状態であり、液晶画面の背面に位置する、製品内部のアルミ製隔壁は露出した状態で、隔壁の一部が焼失していた。 ○バッテリーに内蔵されたリチウムポリマー電池セルの焼損は著しく、アルミラミネート外装の一部に穴が空いていた。 ○アルミラミネート外装の穴空き部分の内部電極体は、外側から内側に向かって電極が屈曲して穴が空いていた。 ○樹脂製外郭の一部及び製品内部のアルミ製隔壁の表面に複数の傷跡が認められた。 ○内部基板及び充放電保護基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが外力により損傷したため、電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A202400051 令和6年4月3日(東京都) 令和6年4月15日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、左側ヒンジ付近の樹脂製外郭等が焼損し、内部の電気部品の一部が露出していたが、その他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○内部のメイン基板、リチウムイオン電池セル、液晶ディスプレイ、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製ACアダプターに焼損等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A202400092 令和6年3月7日(愛知県) 令和6年4月30日	電動歩行車	(重傷1名) 使用者(90歳代)が当該製品を使用中、転倒し、脚を負傷した。	○使用者は仰向けに転倒している状態で発見され、当該製品は折りたたまれた状態で倒れていた。 ○使用者は、2021年から当該型式品を継続使用しており、当該製品は事故発生2日前にレンタル事業者によって交換された。 ○当該製品は、使用時に折りたたまれることを防ぐロック機構の部品を含め破損、変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の側方安定性は、JIS基準を満たしていた。 ○当該製品の座面を開き、ロックが掛かった状態でグリップを持ち、前後左右に意図的にバランスを崩して力を掛けたところ、ロック機構が外れることはなかった。 ○当該製品は、正常に電動アシストが機能し、使用上の異常は認められなかったが、ロック機構が外れた状態で使用すると、車体のぐらつきが大きかった。 ○取扱説明書には、「車体展開後、座面両端を持ち上げ、車体が完全に開いていることを確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される	
14	A202400126 令和6年4月27日(埼玉県) 令和6年5月15日	ヘアドライヤー	(火災、軽傷1名) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コードから火花が生じる火災が発生し、当該製品の電源コードが焼損し、1名が火傷を負った。	○当該製品の本体部及び電源プラグ部に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源コードは本体側のプロテクタ部端部付近で片極の芯線が断線し、断線箇所には溶融痕が認められ、断線箇所付近の芯線は屈曲していた。 ○当該製品は宿泊施設に備付けのドライヤーとして不特定多数の利用者によって使用されていたもので、従業員は保管時に電源コードを本体に巻き付けていた。 ●当該製品は、宿泊施設が保管時に電源コードを本体に巻き付けていたことから、電源コード本体側コードプロテクター部分で屈曲が繰り返され、電源コードの芯線が半断線状態となり、異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書及び電源コードの注意ラベルには、「本体に電源コードを巻き付けない。火災、感電、やけどのおそれがある。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A202400145 令和6年5月5日(岐阜県) 令和6年5月21日	薪だきふろがま	(火災、軽傷2名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故発生の前日は、薪を燃やして当該製品を使用していた。 ○当該製品は、前面に穴が空き、内部の燃焼室が露出していた。 ○前面の穴には、ステンレスの板を蓋代わりに置いて使用していた。 ○当該製品に取り付けられていた煙突の高さは2m未満であった。 ○取扱説明書には、「故障、破損したら、使用しない。」、「煙突の直立部の高さは3m以上にする。」旨、記載されている。 ●当該製品は、前面に空いた穴又は煙突から火が外部に出て、周辺の可燃物に着火したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
16	A202400185 令和6年4月24日(東京都) 令和6年5月31日	食器乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電気こんろの上に設置されており、当該製品と電気こんろの間には、お菓子の缶の蓋が敷かれていた。 ○使用者は、入居時から電気こんろを使用しておらず、缶の蓋は当該製品の設置状態を安定させるため、電気こんろの上に置かれていた。 ○当該製品は著しく焼損し、前面操作部周辺の一部を除く樹脂製外郭がほぼ焼失していた。 ○ヒーター、ファンモーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○金属製の缶の蓋は、電気こんろ側の面が電気こんろのヒーター形状に近似して表面の塗装が焼損していた。 ○取扱説明書には、「ガスこんろなどの炎や熱気の当たる場所に置かない。火災の原因になる。可燃物から十分離して水平などろに設置する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の下に位置していた電気こんろからの受熱により、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A202400265 令和6年6月14日(埼玉県) 令和6年6月25日	電気式浴室換気乾燥機	(火災) 当該製品内部のほこりを焼損する火災が発生した。	○当該製品は、外観上、焼損等の異常は認められなかったが、製品内部及び温風吹き出し口の一部にほこりが付着していた。 ○ヒーター近傍の金属製外郭の内側に一部変色が認められた。 ○ヒーター近傍に設置されたサーモスタッフの動作に異常は認められず、温度ヒューズ及び電流ヒューズは切れていたなかった。 ○その他の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に焼損等の異常は認められず、ヒーター及びその周辺に付着したほこりの一部が偶発的にヒーターにより加熱されて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A202400292 令和6年4月11日(奈良県) 令和6年6月28日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に乗って坂道を下っている際、パンクしたような感覚となり、ハンドルがぐらついたため転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前輪がパンクしていた。 ○前輪タイヤには貫通した痕跡がなく、チューブには2か所の穴が認められ、前輪が段差等に強く打ち付けられたとみられる痕跡が認められた。 ○当該製品の前輪を交換して、走行した結果、ハンドルにぐらつき等の車体の転倒につながる異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「凹凸の激しいところを走らない。段差を越える場合は、降りて押して歩く。」、「パンクしたままやタイヤの空気圧を確認せずに走行しない。ハンドルが取られ、転倒や衝突によるけがのおそれあり。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、前輪がパンクして空気が抜けた状態で下り坂を走行したため、当該製品のハンドル操作がぐらつき、転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
19	A202400306 令和6年4月9日(神奈川県) 令和6年7月3日	靴	(重傷1名) 雨天時に当該製品を履いて歩行中、バランスを崩し、転倒、手首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は雨天時に当該製品を履いてぬれたタイル張りのスロープを登ったところ、滑って転倒し、右手首を骨折した。 ○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○当該製品、同社類似品及び他社類似品にJIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して湿潤状態(蒸留水)におけるタイル上での耐滑性試験を実施したところ、動摩擦係数に差異は認められなかった。 ○取扱説明書には、「雨等でぬれたマンホール、タイル、大理石等の路面は大変滑りやすいので、歩行には十分注意する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品、類似品及び他社類似品の滑りやすさが同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
20	A202400334 令和6年6月29日(兵庫県) 令和6年7月10日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品内部を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、配線を製品底面の配線管コネクターを通して外部と配線接続する構造であり、屋外用のため防水性能を有しており、筐体に水抜き穴はない仕様である。 ○当該製品は、内部の保護シートの一部が焼失しており、その下に位置する入出力端子基板とメイン基板部に焼損が認められた。 ○入出力端子基板の4個の入力端子が焼失及び溶融し、周辺基板に穴空きが認められ、入力端子に接続する入力配線は一部に断線が認められた。 ○メイン基板は、8個の電解コンデンサーのうち6個が脱落し、脱落したコンデンサーのうち3個は底面封止板が欠損して内部のフィルム部が露出しており、電解コンデンサー周辺の基板は銅箔パターンに沿って著しく焼損し、穴空きが認められた。 ○その他の基板部に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品外郭の内側には浸水痕が確認された。 ○当該製品の隣接に設置された同等品の配線管コネクターはパテ埋めされておらず、当該製品の配線管には水抜き穴が設けられていなかった。 ●当該製品は、配線管接続部に水浸入防止のためのパテ埋め処理及び配線管の水抜き穴の処理がされていなかったことで、製品内部に水分が浸入し、メイン基板上の電解コンデンサー周辺及び入出力端子基板の入力端子部周辺でトラッキング現象が発生して焼損したものと推定される。 なお、施工マニュアルに、「パワーコンディショナ内側から全ての配線管の先端の隙間をパテ埋めする。」旨、配線管コネクター周辺を図示して記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A202400348 令和6年7月1日(神奈川県) 令和6年7月16日	エアコン(室外機)	(火災) 停電したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製部品である吹出グリル、プロペラファン、据付台の片側が溶融していた。 ○制御基板は、一部の電子部品が脱落していたが、基材に欠損はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、リアクター、端子台、圧縮機等、その他の電気部品に焼損等の異常は認められず、ルーバーは閉じており、運転停止状態であった。 ○使用者は、事故発生の前日に当該製品の近傍で植木鉢に炭火を入れて焼肉をしており、食後は炭火が入った植木鉢が放置されであったが、蓋をしていたとの申出内容であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
22	A202400384 令和6年7月9日(徳島県) 令和6年7月23日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(90歳代)が、当該製品とともに川で発見され、死亡が確認された。	○事故発生現場は川沿いでガードレールのない幅1.5mの舗装路で、舗装路から約3.3m下の川に転落している使用者及び当該製品が発見された。川底はコンクリートであった。 ○レンタル開始時に使用者へ操作説明が行われていた。 ○当該製品の外郭は、カバーの外れ、破損及び擦り傷が認められた。 ○当該製品の走行確認を行ったところ、前進、後進、左右への転回及びブレーキ等の機能に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「狭い道、ガードレールのない側溝や路肩付近の運転は避ける。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A202400414 令和6年7月17日(東京都) 令和6年7月30日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 商業施設の休憩室で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故現場では当該製品を含むバッテリーが計4個焼損していた。 ○4個のバッテリーは、いずれも樹脂製外郭の天面又は底面の一部が焼損、溶融しているのみであり、製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○4個のバッテリーはいずれも、残量確認ボタンを押すと、バッテリー残量を示すLEDが点灯点滅し、残量表示が正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400415と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A202400415 令和6年7月17日(東京都) 令和6年7月30日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 商業施設の休憩室で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故現場では当該製品を含むバッテリーが計4個焼損していた。 ○4個のバッテリーは、いずれも樹脂製外郭の天面又は底面の一部が焼損、溶融しているのみであり、製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○4個のバッテリーはいずれも、残量確認ボタンを押すと、バッテリー残量を示すLEDが点灯点滅し、残量表示が正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400414と同一事故)
25	A202400461 令和6年7月31日(京都府) 令和6年8月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は運転中ではなかった。 ○当該製品は外観上、全体的に焼損していた。 ○制御基板は焼損していたが、基材の穴空きや欠損等局所的な焼損は認められなかった。 ○圧縮機端子部、ファンモーター、内外連絡線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しないものと推定される。	
26	A202400462 令和6年6月20日(兵庫県) 令和6年8月8日	介護ベッド用手すり	(重傷1名) 施設で使用者(80歳代)が負傷し、現場に当該製品があった。	○使用者から連絡を受けた施設スタッフが確認したところ、使用者が左上腕部から出血し、骨が露出していた。 ○当該製品の外観に割れや変形等の異常は認められなかった。 ○アームの回転動作やストッパーに異常は認められなかった。 ○当該製品の寸法は、図面寸法と差異はなかった。 ○ルミノール試薬で血液反応を調べたところ、当該製品のアームの回転部に血液反応が認められたが、突出している箇所ではなくけがとの因果関係は不明である。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A202400467 令和6年7月13日(東京都) 令和6年8月13日	ノートパソコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のバッテリーは、事故発生の1年10か月前に使用者が修理店に持ち込んで、事業者名等不明の非純正品に交換されていた。 ○当該製品の外郭及び内部はバッテリー収納部を中心に焼損していた。 ○バッテリー内部の4個のリチウムイオン電池セルは、セパレーター、正極アルミ箔がほぼ焼失して著しく焼損していた。 ○製品内部のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、装着されていた非純正バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
28	A202400470 令和6年7月29日(宮城県) 令和6年8月13日	エアコン	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の部品が飛び、右手指を負傷した。	○当該製品を使用中、使用者が当該製品の左側正面に立ち、右手をかざしたところ、当該製品の吹出口から飛び出した部品と右手中指が接触し、負傷したとの申出内容であった。 ○貫流ファンの左側の羽根の一部が欠損しており、飛び出したとされる部品と照合した結果、当該部品は羽根の一部で、破断面にディンプル(延性破壊)が認められた。また、欠損部の同一線上の羽根が変色していた。 ○当該製品内部の貫流ファンの羽根の欠損部近傍に白色異物が付着しており、FT-IR分析したところ、アミド結合を有しており、人の皮膚のスペクトルと類似していた。 ○取扱説明書には、「吹出口に、指や棒等を入れない。内部でファンが高速回転しているのだけがや故障の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品内部の貫流ファンの羽根の欠損部近傍に付着物が認められたことから、回転中の貫流ファンに何らかの物体が接触したことで羽根が破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A202400494 令和6年8月4日(東京都) 令和6年8月21日	卓球台	(重傷1名) 学校の体育館で使用者(70歳代)が当該製品を設置しようとしたところ、当該製品が倒れ、左足指を負傷した。	○使用者は、当該製品を1人で設置しようと、閉じた状態の天板の上端を手前に引いたところ、当該製品が倒れ、左足の指に接触して骨折した。 ○当該製品は、2枚の天板が中央で連結しており、収納時には中央の連結部が下方に内折れして折り畳まれ、閉じた天板が不用意に開かないよう天板が閉じた状態を保持する構造となっており、設置時には2人でそれぞれの天板を同時に手前に引くことにより開く構造であった。 ○当該製品は、天板を閉じた状態において、自立可能で容易に転倒しない状態であり、天板背面に貼付された取扱説明書が確認できた。 ○当該製品の天板の開閉機構に異常は認められなかった。 ○当該製品の設置場所は、水平な木製の床面であった。 ●当該製品を設置する際、使用者が1人で片方の天板を引いて開こうとしたため、天板が開かず当該製品がバランスを崩して倒れたものと推定される。 なお、当該製品の天板背面に貼付された取扱説明書及び付属している取扱説明書には、「設置及び収納は必ず2人で行う。」及び「設置の際には、天板をもち、ゆっくり上げ下げる。」旨、図とともに記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A202400516 令和6年8月13日(大阪府) 令和6年8月28日	扇風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、焼損が著しく、樹脂部品の大部分が焼失していた。 ○電源コードは、複数箇所で断線しており、電源プラグから75cmの電源コード中部の断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの被覆は、弾力があり、ひび割れ等の劣化は認められなかったが、へこみや被覆が削れた箇所が認められ、一部ビニルテープを巻いて補修されていた。 ○本体は、モーター、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部は通常の使用において外力が加わらない位置であることから、製品に起因しない事故と推定される。	
31	A202400632 令和6年9月10日(新潟県) 令和6年9月20日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体が焼損しており、送風ファン、ファンガード等の樹脂部品が焼失していた。 ○ファンモーター及び配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、圧縮機、リアクター、四方弁、内部配線等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202400644 令和6年8月15日(茨城県) 令和6年9月26日	サーキュレーター	(火災) ビニールハウスで当該製品を使用中、発煙に気付く確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は電源コードの端部が圧着端子の製品で、ビニールハウス内の骨組に設置され、当該製品の下部に電源接続用の他社製分岐コネクターを電気工事業者が設置し、使用者が当該製品の電源コードと分岐コネクターを接続した。 ○当該製品は、本体がスタンドから脱落して地面に落下し、本体の樹脂製外郭が焼失していた。 ○当該製品の電源コードを接続していた分岐コネクター4個のうち、モーター配線につながる2個において、分岐コネクターが焼失し電源コード及び一次側電源配線の芯線に溶融痕が認められた。 ○モーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードが接続されていた他社製分岐コネクター部で異常発熱し短絡して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A202400687 令和6年9月23日(埼玉県) 令和6年10月4日	エアコン(室外機)	(火災) 学校の寮で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、プロペラファンが焼失し、冷媒管が破裂していた。 ○制御基板は、基材の欠損、穴空き等ではなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターは、配線引出部で断線していたが、断線部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、端子台、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
34	A202400693 令和6年9月24日(東京都) 令和6年10月7日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。	○当該製品本体及び電源プラグは外観上、焼損等の異常は認められなかった。 ○電源コードは中間部付近の絶縁被覆が焼損しており、付近の絶縁被覆に傷が複数認められたが、当該箇所は通常使用時に外力が加わる箇所ではなかった。 ○取扱説明書には、「火災の原因になるため、電源コードを傷つけない。」旨、記載されている。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの焼損以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
35	A202400756 令和6年10月4日(大阪府) 令和6年10月23日	エアコン(可搬型)	(火災) 工場の休憩室で当該製品を延長コードに接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は前年の夏頃から設置されており、1口延長コードに接続して使用されていた。 ○当該製品の電源プラグと延長コードの接続部が焼損し、電源プラグの栓刃片側及び当該栓刃が差し込まれた刃受金具の片側がそれぞれ焼失していた。 ○当該製品の電源プラグのカシメ部及び延長コードの刃受金具カシメ部に局所的な異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○延長コードの残存する刃受金具周辺の樹脂に焼損は認められず、残存する刃受金具の開き具合は当該製品の電源プラグの栓刃の寸法と同等であった。 ○当該製品の本体に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の定格消費電力は1160Wであることに対して、接続していた延長コードの定格電流は12Aであった。 ○接続していた延長コードは当該製品の設置以前から休憩室内で使用されていたが、詳細な使用状況についての情報は得られなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグと延長コードの刃受金具間で接触不良が生じ、異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A202400767 令和6年10月12日(三重県) 令和6年10月25日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は、背面の中央部から上部にかけて焼損しており、背面上部に取り付けられた制御基板及び機械室が焼損していた。 ○庫内は、最上段にある冷蔵室の上部が著しく焼損していた。 ○制御基板は焼損していたが、原形をとどめており、異常発熱等の出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室のコンプレッサー及びファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、被覆の一部が焼損していたが、断線等の異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
37	A202400774 令和6年10月10日(茨城県) 令和6年10月28日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 介護施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、太陽光発電システムの電力計からの配線ケーブルで、建物の内壁内側で断線して焼損しており、周囲の断熱材及び内壁の一部が焼損していた。 ○事故発生場所では当該型式品が2本並んで配線されており、2本とも芯線が同じ箇所で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、断線箇所は通常の使用において外力が加わらない位置であった。 ○焼損部以外で樹脂製被覆に傷等の異常は認められなかった。 ○施工時の状況、施工状態、太陽光発電システムの発電量等の詳細は確認できなかった。 ●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、芯線の断線、溶融痕以外に異常は認められず、断線箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
38	A202400785 令和6年10月21日(北海道) 令和6年10月29日	電気温風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂製外郭が背面側を中心に焼損、溶融して底部に固着しており、製品内部の遮熱板が露出していた。 ○ヒーターは、抵抗値に異常はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチ部は、可動切片が確認できなかったが、固定接点及び可動切片の支点に溶融痕等はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、電源コード等、その他の電気部品に溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品設置箇所の床面は可燃物等も含めたじゅう器類が大量に置かれており、床面が見えない状態であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A202400796 令和6年10月25日(東京都) 令和6年11月1日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品の充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のクリーナーヘッド部と付属の充電用ACアダプターのDCプラグが焼損する火災が発生し、ACアダプターは壁コンセントに接続された状態で、DCプラグは当該製品本体から外れていた。 ○当該製品本体に焼損は認められず、正常に動作した。 ○クリーナーヘッドは樹脂製外郭及びブラシの一部が焼損していたが、モーターの動作に異常は認められなかった。 ○ACアダプターはDCプラグのみ焼損しており、出力電圧を測定した結果、異常は認められなかった。 ○クリーナーヘッドの溶融形状とACアダプターのDCプラグの形状が一致しており、焼損状況も類似していた。 ○クリーナーヘッドのブラシは導電性を有するカーボンファイバー製であった。 ●当該製品は、クリーナーヘッド内部のカーボンファイバー製ブラシに、壁コンセントに接続されていた充電用のACアダプターのDCプラグが接触したことで、DCプラグの異極間に短絡して異常発熱が生じ、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
40	A202400816 令和6年10月23日(静岡県) 令和6年11月8日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品のハンドル部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は、樹脂製の取っ手付近が溶融していた。 ○当該製品の庫内に焼損等の異常は認められなかった。 ○取っ手裏面側に位置するマイクロスイッチ及び表示基板に焼損等の異常は認められなかった。 ○基板類、ファンモーター、内部配線等の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の電源を入れたところ、正常に動作した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
41	A202400819 令和6年9月12日(滋賀県) 令和6年11月11日	電気こんろ	(火災) 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は日常的に使用されており、事故発生当日は上部に食器を入れた樹脂製の水切りかごを置いていたところ、使用者が外出をしてから約20分後に火災報知器が作動した。 ○当該製品上部に置かれていた樹脂製の水切りかごが溶融し、当該製品前面の操作面の一部が焼損していた。 ○当該製品内部に焼損は認められなかった。 ○当該型式品は、電磁ノイズの影響に関する各種試験に適合している。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A202400826 令和6年10月30日(大阪府) 令和6年11月12日	液晶ディスプレイモニター	(火災) 当該製品を溶融する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は樹脂製背面カバーの大部分が焼失していた。 ○背面カバー下部に接続されていた電源コードはインレットプラグから約5cmの位置で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コード及びインレットの接続端子に溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた電源コードは別製品の電源コードであった。 ○電源基板等の本体内部に存在する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品本体の電気部品に出火の痕跡は認められず、当該製品に接続されていた別製品の電源コード途中部が断線して出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 	
43	A202400837 令和6年10月29日(茨城県) 令和6年11月13日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システムが設置された新築住宅において、屋根裏に設置されていた当該製品、屋内配線等が焼損した。 ○当該製品は、一部が焼損して被覆が焼失した箇所の芯線が露出して断線し、端部に溶融痕が認められた。 ○当該製品近傍に設置されていた屋内配線は、著しく焼損しており、被覆が焼失して芯線の露出が認められた。 ○屋内配線の露出部は、差し込みコネクターによる途中接続部の箇所であり、接続に使用したコネクターの端子には溶融痕があり、屋内配線の芯線先端部にも、やせ細りが認められた。 ○当該製品及び屋内配線は、屋根裏の梁に沿って設置され、当該製品の焼損、断線箇所は屋内配線の接続部があつた位置と一致していた。 ●当該製品は、近傍に位置する屋内配線の途中接続部の接続不良により出火し、延焼の影響で焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
44	A202400840 令和6年11月3日(兵庫県) 令和6年11月14日	電気洗濯機	(火災) 当該製品の電源を入れたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の押しボタン式電源スイッチが入って戻らない状態であったため、可燃性ガスを含んだ潤滑スプレーを電源スイッチに噴射していたところ、電源スイッチ近傍から出火した。 ○当該製品は、電源スイッチ内部と外郭開口部の一部に炭化物が認められたが、他の部位に発熱の痕跡は認められなかった。 ○電源スイッチ内部に油分の付着が認められ、スイッチ接点が著しく摩耗していた。 ○事故発生の約1年前から押しボタン式電源スイッチの戻りが悪くなり、都度潤滑スプレーを使用したが、事故発生の1週間前から頻発するようになっていた。 ●当該製品は、通電状態の電源スイッチに使用者が可燃性ガスを含んだ潤滑スプレーを噴射したため、スイッチ接点の火花が洗濯槽内に充満した可燃性ガスに引火したものと推定される。 　　なお、取扱説明書には「引火物を入れない。火災のおそれがある。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A202400851 令和6年9月18日(神奈川県) 令和6年11月18日	ノートパソコン	(火災) 店舗で当該製品のバッテリーを取り外したところ、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。	○当該製品は、中古品販売店の店員が、修理のために当該製品の本体外郭を分解したところ、内蔵バッテリーのリチウムポリマー電池セル6個のうち1個に膨張が認められたため、膨張していた電池セルを取り外したところ、発煙、出火した。 ○焼損した電池セルはアルミラミネート外装の本体との接着面及び内部電極体の一部が破損していた。 ○内蔵バッテリーは当該製品本体に接着テープで強固に固定されており、容易に取り外せる構造ではなかった。 ○焼損した電池セル以外のその他の電池セル5個及び保護基板に焼損等の異常は認められなかった。 ○バッテリー一部以外の当該製品本体部は確認できなかった。 ○事業者のホームページには、「内蔵バッテリーの交換は、事業者又は正規販売店に依頼する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、中古品販売店の店員がバッテリーを取り外そうとした際に、内蔵のリチウムポリマー電池セルに外力を加えたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。	
46	A202400871 令和6年11月8日(神奈川県) 令和6年11月22日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品の電源プラグ及び電源のコンセントを溶融する火災が発生していた。	○当該製品は、他社製キッチンボードのコンセントに接続されていた。 ○当該製品の電源プラグは、樹脂が一部溶融、焼損して下向きに傾いており、上側に挿入されていた極の栓刃に変色が認められたが、栓刃に湾曲及び変形は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグを接続していたコンセントは、両極の刃受金具の周辺が焼損していた。 ○その他の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグが接続されていたキッチンボードのコンセントの刃受金具と栓刃との間で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400873と同一事故)
47	A202400898 令和6年11月※日不明(愛知県) 令和6年12月3日	マルチタップ	(火災) 工場で当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品及び当該製品が接続されていた延長コードのコードコネクターボディ部が焼損していた。 ○当該製品は樹脂製外郭の片面が焼損していた。 ○栓刃は、両極共に溶融が認められ、片極は半分ほど焼失していたが、栓刃可動部は残存しており異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○内部の刃受金具に溶融等の異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の栓刃を接続していた延長コードのコードコネクターボディ部は、内部の刃受金具が焼失する等著しく焼損していた。 ●当該製品は、内部に出火した痕跡は認められないことから、接続されていた延長コードのコードコネクターボディ内部で異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202400897と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A202400902 令和6年11月23日(大阪府) 令和6年12月4日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品は電源に接続されている状態であったが使用していなかったとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、樹脂製の架台が焼失し機械室側の側面が著しく焼損していた。 ○制御基板、端子台、ファンモーター、圧縮機等、当該製品の電気部品に出来火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出来火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
49	A202400941 令和6年12月3日(滋賀県) 令和6年12月17日	電気こんろ	(火災) 当該製品の上に可燃物を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が帰宅した際、部屋全体がすすけており、当該製品が設置されていた台所の壁面が焼損していた。 ○当該製品のトッププレートには溶融した樹脂が固着していたが、その他の外郭及び電源プラグに焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品内部のヒーター部、操作基板及び制御基板に異常は認められず、前後に配置された二口のラジエントヒーターは正常に稼働した。 ○当該製品は電磁ノイズの影響に関する試験に適合している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
50	A202401028 令和7年1月5日(兵庫県) 令和7年1月16日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生時コンセントに接続されていたが運転中ではなかった。 ○当該製品の電源コードは、中間部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードは本来の長さより約30cm短かったが、経緯については不明であった。 ○当該製品本体内部の電気部品に出来火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出来火の痕跡は認められず、電源コード中間部の溶融痕箇所は、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A202401071 令和6年12月7日(愛知県) 令和7年1月28日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、庫内底面のヒーター取付け部の近傍が焼損して穴が空き、庫内に入っていた樹脂製容器及び当該製品の樹脂製ノズルが溶融していた。 ○底面焼損部の裏側に位置する製品の内部に電気部品は取り付けられていなかった。 ○その他の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者によると、当該製品の庫内には、樹脂製容器2個及び容器の蓋1個を下カゴにセットし、他に陶器の皿、茶碗、水筒、箸等も同時にセットしたが、どのようにセットしたかは覚えていない、との申出内容であった。 ○使用者によると事故発生時、当該製品の運転モードは、標準コースの乾燥ありだったと思う、との申出内容であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
52	A202401082 令和6年12月22日(奈良県) 令和7年1月29日	電気掃除機(充電式、モップ型)	(火災) 当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品付属のACアダプター(出力DC9V／500mA)が見つからなかったため、他社製のACアダプター(出力DC21.5V／900mA)を使用して当該製品の充電を開始したところ、約30分後に当該製品から出火した。 ○外観はモップ部のみ残存しており、グリップ、ロッド及び本体ネック部の確認はできなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルは、全体的に焼損しており、電極体は負極銅箔のみ残存していた。 ○内部基板に出火の痕跡は認められなかったが、実装部品の詳細は確認できなかった。 ●当該製品に出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、リチウムイオン電池セルが過充電状態となり、異常発熱して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「付属のACアダプターを必ず使用する。ほかのACアダプターを接続すると火災や故障の原因となる。」旨、記載されている。 	
53	A202401084 令和6年4月5日(大阪府) 令和7年1月29日	ペット用ヒーター	(火災) 当該製品の配線コードがドアに挟まれた状態で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を含む3個のペット用ヒーターが6ロットに接続され、自作した飼育用棚の棚板それぞれに設置されていた。 ○棚にはアクリル製のスライドドアがあり、電源コードがドアの開閉で挟み込まれている状態であった。 ○3個のヒーターの電源コードが棚の焼損部付近で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部は、棚のスライドドア用レール付近にあり、金属製のレールが熱変形していた。 ○ヒーター部は焼損していたものの出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「折り曲げての使用や保管はしない。」、「コードが痛んだまま使用しないように、点検して使用する。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、外力により電源コードの芯線が断線してスパークが発生し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A202401113 令和7年1月24日(愛媛県) 令和7年2月7日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、病院へ搬送後、死亡が確認された。	○舗装路のカーブの脇にある、幅約1m、舗装路からの高さ約1.2mの水路に転落している使用者が発見された。舗装路にはガードレールがあつたが、水路脇の手前で途切れていた。 ○使用者への納車前と納車後、取扱説明書に基づき操作方法と安全に関して使用者に指導が行われていた。 ○当該製品の外観は、全体に擦れ傷、ひび割れ、打痕が認められた。 ○当該製品の動作確認を行ったところ、前進、変速、後退、旋回、制動の各機能及び握り込み停止機能は正常に動作した。 ○操作パネルの各機能に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
55	A202401122 令和7年1月29日(兵庫県) 令和7年2月12日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品を使用していなかった。 ○当該製品外観は、全体が焼損し樹脂部品は焼失しており、端子台とファンモーター周辺の焼損が著しかったが、配線や端子部に溶融等の異常は認められなかった。 ○制御基板、圧縮機、リアクター、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
56	A202401208 令和7年2月26日(大阪府) 令和7年3月7日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は、外郭の天面が焼損し、樹脂製ファンが焼失していた。 ○インバーター制御基板、圧縮機、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A202401246 令和7年3月3日(大阪府) 令和7年3月13日	食器乾燥機	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は、正面左側の角部が著しく焼損していたが、焼損部付近に電気部品は認められなかった。 ○ヒーター部はすすけているもののヒーター線に断線等の異常は認められなかった。 ○サーモスタットの接点に溶着等の異常は認められず正常に動作し、温度ヒューズは切れていなかった。 ○タイマー部品、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	